

ごみの不法投棄について

山林や川、道路脇の待避所や交通量の少ない道路脇などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。空き缶やペットボトル、弁当ごみなどのポイ捨て、農業用ビニールや畝トタンが川に流れていたり、粗大ごみをわざわざ運んできて放置するなどの行為は、全て不法投棄となります。不法投棄は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」違反となり、**違反者には、5年以下の懲役もしくは、1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、場合によっては、両方が科せられます。**

町では巡回パトロールなどで防止に努めていますが、不法投棄を「しない」「させない」をモットーに町民全員で不法投棄の防止に取り組みましょう。



不法投棄を発見したら!!

①発見日時②発見場所③不法投棄者の特徴④車種・車両ナンバー⑤投棄物の内容などを分かる範囲で確認し、警察に通報してください。
※危険ですので、不法投棄者に対して一人で近づき注意をしないでください。

私有地への不法投棄について

私有地への不法投棄に関して、不法投棄した者が判明しない場合は、個人財産(土地)に対して自治体が発令(税金)を投じることはできず、土地所有者(管理者)がその撤去費用などを負担しなければなりません。

不法投棄防止の看板設置について

不法投棄がひどい場所には、看板の設置を行い、啓発に努めています。看板は、要望があった区長にもお渡ししています。

無許可の不用品回収業者に注意!

不用品の回収業者の中には、無許可の業者がいる場合もあります。巡回中の軽トラックやチャリ、インターネットの広告を見て安易に処理を依頼すると、思わぬトラブルや不法投棄、不適正処理の原因になりますので、ご注意ください。



事例①

「不用になった家電品を無料で処分する」と拡声器で呼びかける軽トラックが通ったので処分を頼んだら、無料のはずが高額な処分費用を請求された。

※家電リサイクル法対象製品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)は、指定の業者・家電小売店にリサイクル料を支払って処分してください。

事例②

「不用品を何でも買い取る」という電話があり、不用な衣類の買い取りをお願いしたら、訪れた際に衣類以外のアクセサリーなど貴金属を出すように求められた。

【お問い合わせ先】

環境水道課 ☎22-3119
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112
窪川警察署 ☎22-0110
(不法投棄を警察に通報する場合)

○休日在宅当番医

月日	医院名	電話番号
12(日)		
1月13(月)		
19(日)	くぼかわ病院	☎22-1111
26(日)		
2月2(日)		
9(日)		
11(火)		

① 休日水道修理事業は窪川地域のみです。
大正・十和地域の方は各地域振興局にお問い合わせください。
大正 地域振興課 ☎27-0111 十和 地域振興課 ☎28-5111

○休日水道修理事業

月日	業者名	電話番号
12(日)	宮脇水道	☎22-1581
13(月)	高橋設備	☎22-0662
18(土)	桑原水道	☎22-1163
19(日)	横山水道設備	☎22-3608
25(土)	岩本商店	☎22-2716
26(日)	日化住宅機器	☎22-0407
1(土)	宮脇水道	☎22-1581
2(日)	高橋設備	☎22-0662
8(土)	桑原水道	☎22-1163
9(日)	横山水道設備	☎22-3608
11(火)	岩本商店	☎22-2716

○無料相談 (秘密厳守です。)

月日	時間	地域	場所	電話番号
2月5(水)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第1会議室	町民課 ☎22-3117
6(木)	10:00~15:00	十和	コミュニティセンターとおわ	十和町民生活課 ☎28-5112

1日行政相談 【窪川】行政相談員 森 英真【大正・十和】行政相談員 山本 安弘

1月14(火)	10:00~15:00	窪川	農村環境改善センター 2階 第1会議室	総務課 ☎22-3111
2月6(木)	10:00~12:00	大正	大正地域振興局 2階 小会議室	大正地域振興課 ☎27-0111
	13:00~15:00	十和	十和地域振興局 2階 第2会議室	十和地域振興課 ☎28-5111

令和6年度 入札結果 (令和6年11月実施分)について

入札結果は、町ホームページにて確認することができます。また、右のQRコードからも読み込むことも可能です。



第4期四万十町健康増進計画(案)に関する意見公募

募集

第4期四万十町健康増進計画(案)へのご意見を募集します。

◆公募期間 令和6年12月25日~1月17日(金) ※必着

◆閲覧方法 (1)閲覧所での閲覧

①役場本庁西庁舎1階閲覧所 ②大正地域振興局1階閲覧所
③十和地域振興局1階閲覧所 ④興津出張所閲覧所 ⑤四万十町立図書館

(2)町ホームページでの閲覧

◆提出方法 (1)意見箱による投函 (2)郵送 (3)FAX (4)電子メール

(5)直接持参(健康福祉課、両地域振興局 町民生活課)

お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115

